



トピックス

# 今年も鬼行列・だんじり巡行などが中止となります 上野天神祭と関連行事

とき：10月24日(土)、25日(日)

今年も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、鬼行列、だんじり巡行など一部の行事が中止となります。  
※例年は3日間の開催ですが、今年も2日間となります。  
※市街地の通行止めはありません。

## だんじり展示

町のだんじり蔵付近にだんじりが展示されます。

【とき】

○10月24日(土) 午後1時頃～4時頃  
○10月25日(日) 午前10時頃～午後1時頃  
※荒天中止



## 鬼面展

【とき】

○10月24日(土) 午後1時頃～4時頃  
○10月25日(日) 午前10時頃～午後4時頃

【ところ】 上野相生町、上野紺屋町、上野三之西町、上野徳居町



【問い合わせ】

○上野天神祭地域振興実行委員会(上野商工会議所内) ☎21・05227  
○二社伊賀上野観光協会 ☎26・77888  
○観光戦略課 ☎22・96700 FAX22・96695 ✉kankou@city.iga.lg.jp

※宵宮祭、例大祭は例年どおり開催される予定です。

※行事の開催日時・場所・内容は新型コロナウイルス感染症の流行状況で変更する場合があります。詳しくは、上野天神祭公式ホームページをご覧ください。  
<https://www.ueno-tenjin-natsuri.com>

※10月24日(土)午前10時30分～11時30分と10月25日(日)午後2時30分～3時30分は、だんじり保全に伴う入替のため、だんじり会館付近・銀座通り付近の道路が混雑しますのでご注意ください。

## 上野支所管内のごみ収集

10月23日(金)の可燃ごみの収集は行事中止のため、平常通りに行います。

【問い合わせ】

さくらリサイクルセンター  
☎20・9272  
FAX 20・2575

## だんじり会館無料開放

だんじり会館を無料開放します。この機会に、館内のだんじりや、迫力ある祭りの映像をご覧ください。

【とき】

10月17日(土)～23日(金)  
午前9時～午後5時

※入館受付は午後4時30分まで  
◆入館にあたっての注意  
密を避けるため、入館人数を制限していますので、お待ちいただく場合があります。

また、入館前に検温と風邪などの症状が無いかを確認します。

37.5℃以上の発熱や体調不良がある場合は、本人およびすべての同行者の入館をお断りします。マスクを着用いただけない場合も入館をお断りします。

【問い合わせ】

○観光戦略課 ☎22・96700  
○だんじり会館 ☎24・4400

トピックス

# 国民年金のはなし

## 知っていますか 年金のこと

### 障害基礎年金をご存じですか

国民年金加入中または20歳になる前の病気やけがなどで、法令に定められている障害等級の1級または2級の障がいの状態になった場合、申請をすることで障害基礎年金が受け取れます。

※身体障害者手帳の等級とは異なります。

### ◆令和2年4月分からの年金額(定額)

- 1級：977,125円
- 2級：781,700円

### ◆年金の加算について

障害基礎年金の受給権者が受給権を得たときや得た後、その人によって生計を維持されている子ども<sup>\*1</sup>がいる場合、子どもの人数によって加算があります。

\*1：18歳になる年度の末日までの子または障害等級1級・2級の障がいの状態にある20歳未満の子

### ◆対象者

次のいずれかに当てはまる人  
○国内に住所があり、初診日(病気やけがで初めて医師の診療を受けた日)に国民年金の被保険者の人

または、国民年金の被保険者であった65歳未満の人(老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は除く)。で、初診日の属する月の前々月までの全被保険者期間に3分の2以上の保険料を納めた期間(保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む。)があるか、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料未納期間がない人。

○20歳になる前に初診日があり、障害認定日<sup>\*2</sup>に法令で定められている障害等級の1級または2級の障がいの状態になった人または障害認定日に該当しなかった人が65歳になる前日までに該当するようになった人。

※20歳になる前の傷病で障害年金を請求する場合、納付要件は問われませんが、本人の所得制限があります。

\*2：障がいの程度を定める日のことをいいます。原則、病気やけがにより初めて医師の診療を受けた日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日のことをいいます。



**【申込先・問い合わせ】**  
 ○ 保険年金課 22・6959 FAX 26・0151  
 ○ 各支所住民福祉課  
 ○ 津年金事務所 059・2228・9112  
 □ hoken@city.iga.lg.jp

### 社会保険料(国民年金保険料)

#### 控除証明書が発行されます

1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料は、所得税と住民税の申告の際、全額が社会保険料控除の対象となります。

この控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

### ◆控除証明書の送付時期

- 1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付した人  
には、11月上旬に日本年金機構から送付予定です。
- 10月2日から12月31日までの間に、国民年金保険料を今年初めて納付した人には、令和3年2月上旬に送付予定です。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族宛てに送られた



控除証明書を添付の上、確定申告をしてください。  
 ※社会保険料(国民年金保険料)控除証明書についての照会は、ねんきん加入者ダイヤル(☎0570・0033・004)にお問い合せください。

